三重県土地家屋調査士会
表彰規程

三重県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)の会則第116条第1項に定める会員表彰は次のとおりとする。

(表彰基準)

第１条　会員の表彰基準は次のとおりとする。

(1)本会の適正な運営に協力し功績のあった者

(2)永年、本会の役員として会の業務を行い、会の向上発展に貢献した者

(3)本会の役員又は支部長として８年以上在任した者

(4)本会員として１３年以上業務に従事し、他の模範となる者

(5)その他選考委員会が特に表彰の必要があると認めた者

(選考委員会)

第２条　前条による表彰者は、会長、副会長、各部長を以って組織する選考委員会に於いて選考し、適格者の認定書を作成するものとする。なお、表彰者の認定に当たっては、日本土地家屋調査士会連合会の算出するポイント付与に準拠した計算に基づくものとする。

２　選考委員会は、会長が選考委員全員の同意を得て、書面による選考を求めることができる。

(適格者の認定)

第３条　前条による適格者の認定事項は次のとおりとする。

(1)氏名、生年月日

(2)事務所

(3)入会年月日

(4)認定の事由

(5)特記事項

(表彰の方法)

第４条　表彰は表彰状に記念品を添えて行うものとし、表彰名簿に登録する。

(表彰の時期)

第５条　表彰は毎年定時総会に於いて之を行う。

但し、特別の事由があるときは随時之を行う事ができる。

(死亡者の表彰)

第６条　受彰者内定者がその表彰以前に死亡したときは、生前の日付により遺族に対して行うものとする。

(表彰の推薦)

第７条　官公署、日本土地家屋調査士会連合会等部外への推薦を適当と認めるときは、必要事項を記載し表彰の推薦をするものとする。

(感謝状の贈呈)

第８条　次の各号の１に該当する者について、特に選考委員会が認めたときは随時感謝状を贈呈することができる。

(1)第1条に準ずる貢献度があった者及び貢献度があって業務を廃止した者又は死亡した者

(2)会員以外の者で、本会及び土地家屋調査士制度の発展に寄与したことにより、支部長から推薦された者

(辞退者の推薦)

第９条　辞退者については、２回までの辞退は確認するが、それ以降は推薦しないこととする。

附　則

1　この規程は平成元年３月２２日から施行する。

附　則

1　この規程は平成２年６月８日から施行する。

附　則

1　この規程は平成６年１２月６日から施行する。

附　則

1　この規程は平成１３年５月２日から施行する。

附　則

1　この規程は平成１６年４月２６日から施行する。

附　則

1　この規程は平成２５年２月２０日から施行する。